

11月は「児童虐待防止推進月間」 「女性に対する暴力をなくす運動週間」



体罰や暴言は 子どもの脳に悪影響！

子どもへの体罰は法律で禁止されています。

これらはすべて「体罰」です

- 何度言葉で注意しても言うことを聞かないのでお尻を叩いた
 - いたずらをしたので長時間正座させた
 - 宿題をしなかったので夕食を与えなかった
- たとえ保護者が「しつけ」と考えていても、それは許されない行為です。

体罰以外の暴言も「心理的虐待」です

- 冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- きょうだい間で差別した
- 暴言を浴びせた

家庭内のDVを子どもが見聞きする「面前DV」も子どもへの心理的虐待です。

虐待対応ダイヤル ☎189

虐待かも…と思ったら、ためらわずにご連絡ください。虐待の早期発見は、子どもだけでなく保護者を救うことにつながります。

女性相談センター ☎058-213-2131

DVかも…と思ったらすぐに相談を。匿名でも相談できます。

子育て相談(予約) ☎27-0176

子育てに悩んでいる方は、子育て相談窓口をご利用ください。神戸町子育てアドバイザー(臨床心理士)が相談に応じます。予約は子ども家庭課で受け付けます。

20ページで紹介しています

神戸町消防団だより



秋季全国火災予防運動

11月9日から15日までの7日間、全国火災予防運動が行われます。この運動は、火災が発生しやすい時季を前に、火災予防思想の普及をし、火災の発生を減少させるために行われています。

町内では、毎年のように建物火災が発生し、尊い命と財産が失われています。皆さんもこの機会に、住宅用火災警報器・消火器の点検や交換、自宅の周りの燃えやすい物の撤去など、火災を予防できるよう再確認をお願いします。

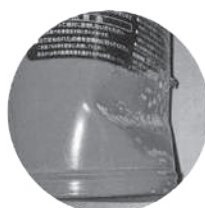
消防団は7日に、火災想定放水訓練及び防火パレードを実施します。皆さんの火災予防思想の普及を目指し、活動していきます。

住宅用火災警報器・消火器の点検はお済みですか？

皆さんのご家庭に設置してある火災警報器、消火器の点検はされていますか？

火災警報器の寿命は10年が目安となっています。正常に動くかを確認し、動かない場合は交換をお願いします。

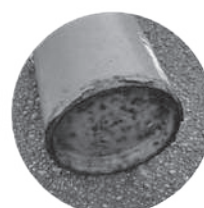
住宅用消火器も使用期限があります。皆さんのご家庭の消火器を確認していただき、使用期限を過ぎてしまっているものや、容器のへこみ、錆び、破損があるものについては安全に使用できない場合がありますので、直ちに交換をお願いします。



へこみにより変形したもの



キャップ部分の破損・錆び



底部が錆びたもの